

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3-3 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化</b>					
67	①特別国民年金推進員の活用	16年4月～	着手済	○特別国民年金推進員(社会保険事務所職員及び国民年金推進員が対応し切れない地域の未納者に対し、戸別訪問による直接的な納付督促を行う非常勤職員)について、平成16年度は、総勢621人を配置し、収納対策の強化を図った。平成17年度は、国民年金推進員の増員を踏まえ、特別国民年金推進員の配置について見直しを行い、438名を設置しているところである。	
68	②所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充	17年度～	着手済	○平成17年8月より、市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充することとしており、平成17年度においては、14万件を対象に強制徴収を実施している。	(強制徴収の実施件数) 平成15年度: 1万件 平成16年度: 3万件 平成17年度: 14万件 (予定)
69	③国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入	17年10月～	着手済	○平成17年10月から、国民年金推進員の活動意欲を喚起し、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、全員一律の給与体系を改め、成果に応じて支給される新給与体系を導入。	○月額給与 (平成14年4月～) 全員一律の給与体系 月額 155,000円 ↓ (平成17年10月～) 成果に応じた給与体系 月額 A 176,000円(上位10%以内) B 168,000円(上位25%以内) C 160,000円(上位45%以内) D 152,000円(上位75%以内) E 144,000円(上記以外) ○賞与 (平成14年4月～) ・期末給与 1.6月分 ・勤勉給与 0.3月分(職員数の1割) 0.15月分(職員数の2割) ↓ (平成17年12月～) ・期末給与 1.0月分 ・勤勉給与 0.8月分(職員数の2割) 0.4月分(職員数の4割)
70	④国民年金推進員スーパーバイザーの登用	18年度～	—	○国民年金推進員全体の質の向上を図るため、成績優秀な推進員を他の推進員に対する指導・助言・管理等の役割を担うスーパーバイザーとして配置することについて、その具体的役割、配置人数、給与等の検討を行う。	(国民年金推進員の増員) 平成14年度: 1,858人 ↓ 平成17年度: 3,108人

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3-4 保険料を納めやすい環境整備の推進</b>					
71	①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付	コンビニ納付: 16年2月～ インターネットバンキング: 16年4月～	着手済	○平成16年2月、被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始。 ○平成16年4月、マルチペイメント(電子納付)による保険料納付を開始し、インターネット、携帯電話及びATMを活用した納付を可能にした。	・コンビニエンスストアでの納付状況 納付件数 約429万件 納付月数 約706万月 ※17年11月は利用者が単月で50万件を突破 ・マルチペイメントによる納付状況 利用件数 約10万4千件 (平成17年4月～12月までの累計)
72	②若年者納付猶予制度の導入	17年4月～	着手済	○平成17年4月、30歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10年間追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。	(若年者納付猶予者) 約29万人(平成17年12月末現在)
73	③口座振替割引制度の拡充	17年4月～	着手済	○従来から行っていた前納割引制度(1年分又は半年分を前納する場合について一定の割引をする制度)に加えて、平成17年4月、口座振替割引制度(月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1ヶ月早く納付する場合に一定の割引をする制度)を導入。	(口座振替利用率) 37.0%(平成16年度末) ↓ 38.1%(平成17年12月末現在)
74	④多段階免除制度の導入	18年7月～	—	○平成18年7月から、現在の全額免除・半額免除に加え、所得に応じて、4分の3または4分の1免除の段階を追加した「多段階免除制度」を導入することとしている。	
75	⑤クレジットカードによる国民年金保険料の納付	18年度～	—	○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、納付委託(金融機関、コンビニなどに納付書を持参)に加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を可能とすることとする。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
76	⑥年度途中からの前納を可能とする口座振替制度の拡充	20年度～	—	<p>○平成20年度からの実施に向けて検討中であり、平成18年度中に各金融機関との事前調整を開始する予定。</p> <p>・口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められているが、年度途中において、口座振替による前納の申し出があった場合において、年度途中から翌3月までの前納を可能とする。</p>	
77	⑦口座振替の自動再開	20年度～	—	<p>・口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、自動的に口座振替を再開することとし、保険料納付手続の簡素化を図る。</p>	
78	⑧口座振替の利用勧奨の徹底	18年2月～	検討中	<p>○平成18年2月に、各社会保険事務所でのキャンペーン展開と併せて、社会保険庁ホームページ、年度末の集中広報(新聞)等での広報等を実施。</p> <p>・翌年度の保険料額・保険料の割引額の確定時期(2月)に合わせて、口座振替での前納の有利さを周知し、口座振替の利用勧奨を徹底する。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3-5 民間委託の推進</b>					
79	①国年保険料収納事業の市場化テストモデル事業の実施	17年10月～	着手済	<p>○国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、平成17年10月より、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施。</p> <p>○17年度のモデル事業の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、18年度は、モデル事業の実施箇所数を拡大する。</p>	<p>(市場化テストモデル事業実施箇所数)</p> <p>平成17年10月～:5カ所</p> <p>↓</p> <p>平成18年度:35カ所</p>
80	②市場化テストモデル事業の全国展開に向けた段階的な拡充	18年度～	—	<p>○モデル事業終了後、今国会に提出された「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」に基づく市場化テストを実施予定【平成19年度～】</p>	
81	③電話納付督促委託契約への成功報酬等の導入	18年度～	—	<p>○平成17年度から、電話納付督促業務の委託契約において、未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合には、具体的な改善方策の報告義務を委託要領に盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促す仕組みを導入。</p> <p>○平成18年度においては、電話納付督促業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報酬を導入。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3-6 免除申請手続の簡素化</b>					
82	①全額免除対象者等の免除申請手続の簡素化	18年7月～	—	○平成18年7月から、全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入。	
83	②法定免除該当者の免除手続の省略	18年度～	—	○障害年金の受給者、生活保護に基づく生活扶助を受ける方など、国民年金保険料納付の法定免除の適用を受ける方は、免除に係る届出が必要とされている。 ○法定免除該当者に対し、社会保険事務所が職権による法定免除手続を行えるよう、福祉事務所等に対し、生活保護受給者等に関する情報の提供を求めることを可能とすることとする。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3-7 市町村・各種団体との連携・強力</b>					
84	①国民健康保険の保険者である市町村との連携	18年度～	—	○国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を可能とすることにより、適用の適正化を図ることとする。	
85	②市町村が他の公金と併せて国民年金保険料の収納等を実施することを可能とする方策の検討	19年4月～	—	○さらに、国民健康保険短期被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、当該市町村を納付受託機関として指定することについて検討中。	
86	③商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施	17年度～	着手済	○平成18年1月に国民年金法施行規則の改正(納付受託機関の追加)を行ったところであり、現在、5ヶ所の商工会と契約手続きを進めており、3月から業務開始の予定。	
87	④国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼	17年度～	着手済	○平成17年6月、建設連合国保に対して、国民年金への加入及び口座振替手続きの周知を要請したところである。 ○今後、他の国保組合に対しても、国民年金への加入促進に関する協力依頼を求めていく予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3-8 未適用事業所の適用の推進</b>					
88	① 健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大	17年度～	着手済	<p>○平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととしており、17年12月末現在、延べ2,300事業所に対して重点加入指導を実施し、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業所に対しては、厳正な対応を図っていくこととしている。</p> <p>○また、平成18年度からは、重点加入指導の対象及び職権により適用する対象の拡大を予定。(重点加入指導:従業員10人以上の事業所、職権による適用:従業員15人以上の事業所)</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3-9 労働保険との徴収事務の一元化</b>					
89	①労働保険との徴収事務の一元化について、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成17年度中に結論を得る	～17年度	着手済	<p>○事業主の事務負担の軽減等の観点から、法律改正が必要な事項について検討を進め、</p> <p>①社会保険・労働保険徴収事務センターで受付を行っている社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新の提出期限を7月10日に統一化</p> <p>②社会保険及び労働保険における食事や住居などの現物給与の評価を都道府県単位で統一化</p> <p>③未適用事業所の解消のため、社会保険の規定を踏まえ、労働保険についても市町村等の官公署に事業所に関する情報提供を求めることを可能とすること</p> <p>について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正を行う予定。</p>	
90	<p>②労働保険との徴収事務の一元化について、平成18年度から、以下の取組の実施を検討</p> <p>ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施</p> <p>イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施</p> <p>ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大</p> <p>エ 事業所説明会開催時期の統一(3月又は4月に統一)</p>	18年度～	—	<p>○平成18年度から社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて以下の事務を実施する予定。</p> <p>ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施</p> <p>イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施</p> <p>ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲について、インターネットによる一括申請(7グループ19届出)が可能な届出に拡大</p> <p>エ 事業所説明会開催時期の統一</p>	



項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
----	------	----	------------------	-------

## IV. 予算執行の無駄の排除

### 4-1 不適切な予算執行の排除

91	①年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない	16年度～	着手済	○年金福祉施設等については、「年金福祉施設等の見直しについて(合意)」(平成16年3月10日与党年金制度改革協議会)等を踏まえ、今後は保険料を投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、地域医療への影響や入居者の生活等にも配慮しつつ、5年間で整理合理化を行うこととしている。	
92	②年金福祉施設等の整理合理化	17年10月～	着手済		
93	③調達コスト削減目標の設定	17年3月～	着手済	○平成17年度の調達コスト削減目標として、物品等の購入、印刷物等の製造、業務の外注等の役務に関する調達コストについて、調達計画額の10%以上の削減を目標値として設定し、その達成に努めているところである。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
94	④監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守	17年1月～	着手済	<p>○監修料については、今後、これを一切受け取らないとする厳格なルールを定め、徹底するとともに、幹部職員をはじめ一定の地位にあったものが給与の一部を自主的に返納し、組織としての反省の意を表したところである。</p> <p>○また、監修作業を取りまとめ、出版社等から監修料を受領した行為は、利害関係者からの金銭の受領を禁ずる国家公務員倫理規程に違反するという国家公務員倫理審査会の見解が示されたことから、平成17年12月22日、各課の庶務班長等であった職員19名に対し、戒告処分を行うとともに、監督者14名に対しても、同日付で嚴重注意(文書)の処分を行ったところである。</p> <p>○今後、このような問題で国民の信頼を損なうことのないよう、研修等により、国家公務員倫理や職員の意識改革の徹底に努めている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>4-2 予算執行の透明性の確保</b>					
95	①競争入札及び企画競争の原則化	16年8月～	着手済	<p>○平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを基本原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務全般について競争性・透明性の確保を図っている。</p> <p>○また、平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに、100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表。</p> <p>○なお、調達業務における競争性・透明性を確保するための取組を着実に実施するため、平成17年度の調達に係る目標数値を設定し、その達成を目指しているところである。</p>	<p>(平成17年度調達に係る目標数値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約件数について、一括調達し競争入札に切替えること等により、対前年度の20%以上を削減する。</li> <li>・100万円以上の契約件数のうち、競争入札の件数が占める割合を60%以上とする。</li> </ul>
96	②インターネットを活用した予算・決算の情報提供	17年3月～	着手済	<p>○平成17年3月から、社会保険庁ホームページ上に「予算・決算」の情報欄を新たに設置し、平成17年度予算及び平成15年度決算について、わかりやすい形で公表。</p> <p>○「予算の主要事項」欄においては、社会保険庁改革の重点施策に係る予算措置を説明するとともに、「図でみる予算の概要」欄においては、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p> <p>○決算についても、同様に、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>4-3 新たなチェックシステムの導入</b>					
97	①調達委員会の設置	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、社会保険庁本庁に「調達委員会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っているところであり、平成18年1月までに28回開催。</p> <p>○地方庁においても、調達業務の適正化を図るため、各地方社会保険事務局に「契約審査会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを実施。</p>	(平成18年1月末現在) 審査件数 350件 コスト削減額 約89億円(9%減)
98	②予算執行についての内部監査の強化	17年1月～	着手済	<p>○平成17年1月、本庁総務部経理課内に会計事務に関する内部監査を専門的に担当する「監査指導室」を設置。</p> <p>○平成17年度の会計監査は、全地方社会保険事務局を対象に、契約事務と支払事務を担当する部署の相互牽制体制、随意契約の締結状況等について重点的に実施。</p> <p>○平成18年1月末現在、全社会保険事務局を対象に会計監査を実施し、59事項に及ぶ指摘を行い、指摘を受けた事務局のみならず、他の事務局においても自主点検を実施し、改善を講ずるよう指示することにより、適正な会計処理の徹底を図っているところである。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>4-4 予算積算と決算との乖離の是正</b>					
99	①執行結果の予算要求への反映	18年度予算要求～	着手済	○平成18年度予算から、適用、徴収、給付、システム業務に区分積算をした上で予算要求を行うとともに、これまで毎年度要求を行う一方、実際には使用されていなかった経費及び要求内容と異なる執行が行われていた経費等について見直しを徹底し、執行結果を適正に予算要求に反映させることとしている。	
<b>4-5 事業コストの管理・分析</b>					
100	①事業単位コードの各業務のコスト管理への活用	17年度～	着手済	○平成16年度に設定した事業単位コードをもとに、平成17年度から地方社会保険事務局において適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理を行う仕組みを導入したところであり、効率的に事業目標を達成するためのコスト管理手法を検討することとしている。	
<b>4-6 社会保険新組織にふさわしい特別会計の構築</b>					
101	①政府管掌健康保険の分離、年金運営新組織の設立を踏まえた特別会計の見直し	19年度～	—	○政管健保公法人の設立に伴う厚生保険特別会計健康勘定の見直しについては、18年通常国会に提出された健康保険法等改正法案において必要な措置を行うこととしている。 ○一方、年金運営新組織の設立に伴う特別会計の見直しについては、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」において、「厚生保険特別会計及び国民年金特別会計については、平成19年度までに統合し、無駄の排除を行うものとする」とされたところであり、平成19年を目途に統合を実施する予定。	

項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
----	------	----	------------------	-------

#### 4-7 社会保険オンラインシステムの刷新

102	①平成17年度中に策定する最適化計画に基づき、以下の取組を実施し、オンラインシステムの刷新を図る	18年度～22年度	—	<p>○社会保険オンラインシステムについては、政府全体のレガシーシステム見直しの中で、平成16年度に実施した刷新可能性調査の結果を踏まえ、平成17年度末までに最適化計画を策定し、平成18年度から22年度までの5年間で見直しを実施することとしている。</p> <p>○「社会保険業務の業務・システム最適化計画」については、平成18年2月にCIO補佐官等連絡会議に諮り、パブリックコメントを実施した上で、平成18年3月に厚生労働省情報政策会議で決定し、社会保険庁ホームページ等で公表することとしている。</p>	
103	・サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンター(3カ所)の機能統合などによりシステム運用経費を削減				
104	・原則、一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより費用構造の透明性を確保 ・システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化				
105	・バックアップセンターの設置や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保				

### V. 個人情報保護の徹底

106	①個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場の実現に向けた取組の実施	17年度～	着手済	<p>○社会保険庁の職員が行った業務目的外閲覧行為については、平成17年12月27日付で業務目的外閲覧行為者等2,694人の処分を行い、併せて監督者等579人の処分を行った。</p> <p>○業務目的外閲覧の発生を受け、平成18年1月に特別集中研修を全職員を対象に実施し、改めて業務目的外閲覧の禁止の徹底を図ったところであり、今後も個人情報保護の重要性についての認識が徹底されるよう、継続的に実効性のある職員研修等の取組を行うこととしている。</p>	
-----	----------------------------------------	-------	-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>VI. 意識改革の徹底</b>					
107	①内部改善提案制度の創設	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、日々お客様に接し、サービスを行っている第一線の社会保険事務所職員等からの改善提案を促進し、内部からの改革を積極的に進めるため、「社会保険庁内部改善提案制度」を創設。</p> <p>○社会保険庁LANの全庁用掲示板に「改善提案等投稿コーナー」を開設し、サービス向上や業務改善に向けた提案の投稿を募集。特に優れた提案については、長官表彰として顕彰するとともに、全国的な共有化を推進。</p>	(平成18年1月末現在) 改善提案件数 1,153件
108	②職員行動規範の策定及び徹底	16年12月～	着手済	<p>○平成16年12月、職員が国民本位の行政サービスを遂行する意識を涵養するとともに、国家公務員としての倫理観を常に持つよう意識改革を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①お客様第一</li> <li>②国民へのサービスの向上</li> <li>③安心と信頼</li> <li>④公平・公正</li> <li>⑤個人情報の保護</li> <li>⑥法令遵守・公務員倫理</li> <li>⑦コスト意識</li> </ul> <p>に関する「社会保険庁職員行動規範」を策定。</p> <p>○併せて、「窓口接遇マナー3箇条」、「電話接遇マナー3箇条」、「サービス3箇条」を策定し、各職場において、お客様から見える場所に掲示し、その実施を徹底。</p>	
109	③能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入	<p>17年10月～ 一定職以上を対象に試行を実施</p> <p>18年度～ 一定職以上を対象に本格実施</p> <p>19年度～ 全職員を対象に本格実施</p>	着手済	<p>○新人事評価制度については、平成17年10月より、全国8ブロックで本庁主催の研修を実施の上、社会保険事務所課長を含む一定職以上の職員を対象に、制度の本格実施に向けた試行を実施している。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
110	④社会保険事務局・事務所グランプリの実施	17年6月～	着手済	<p>○平成17年6月から、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進し、社会保険事業の推進・向上を図り、切磋琢磨を促すため、「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。</p> <p>○社会保険庁LANシステムの掲示板に主要な事業実績を定期的に公表するとともに、国民年金部門、健康保険・厚生年金保険部門、サービススタンダード部門の実績評価を行い、平成17年度の実績に関する長官表彰については、平成18年7月に実施予定。</p>	<p>(事業実績掲示板 掲載事項)</p> <p>①適用処理状況に関するもの ・健保・厚年の事業所調査に係る実施状況、適用促進実施状況</p> <p>②徴収状況に関するもの ・健保・厚年の保険料収納率、差押状況 ・国年の行動目標進捗状況、強制徴収の実施状況</p> <p>③サービススタンダードに関するもの ・年齢基礎年金等の裁定請求に係る平均処理日数等 ・傷病手当金、出産手当金等の支給申請に係る平均処理日数等</p>
111	⑤本庁と地方庁の人事交流の拡大	17年4月～	着手済	<p>○本庁と地方庁との人事交流については、平成17年度の人事異動において、出向先社会保険事務局数を38事務局(161人)を47事務局(184人)に拡大する一方、地方庁職員の本庁配置数を32人(23事務局)を76人(39事務局)に拡大し、全社会保険事務局との人事交流を推進。</p>	
112	⑥地方職員の本庁ポストへの登用拡大	17年10月～	着手済	<p>○地方庁職員の本庁主要ポストへの登用拡大に関し、平成17年10月の人事異動においては、2名の登用を実施。</p>	
113	⑦職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し	17年度～	着手済	<p>○平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施するとともに、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、研修体系及びカリキュラムの見直しを実施。</p> <p>○平成17年9月から、社会保険大学校の職員研修における事例研究の成果を社会保険庁LANに掲載することにより、業務改善等に資する情報の共有化を図っている。</p> <p>○さらに、外部有識者の参画による「社会保険研修向上研究会」(第1回会合平成18年2月7日開催)の御議論を踏まえ、引き続き、職員研修の見直し、充実を図ることとしている。</p>	



	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
114	⑧集合研修への参加が困難な職員を対象とした通信研修の実施	17年度～	着手済	○平成18年1月から、国民年金保険料の収納業務に係る通信研修を実施し、担当職員の実務的な業務知識等のレベルアップを図るとともに、大専校研修への参加が困難な者の受講機会を確保することとしている。	
115	⑨年金相談等の一定の業務に携わる職員を対象とした通信研修の段階的な実施	18年度～	—	○平成18年度からは、年金相談業務についても、同様に通信研修を実施予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>VII. 組織内部の改革</b>					
116	①社会保険事業運営評議会の設置	16年9月～	着手済	<p>○平成16年9月、社会保険庁長官の下に保険料拠出者、学識経験者等からなる社会保険事業運営評議会を開催(平成18年1月末現在、10回開催)。</p> <p>○社会保険庁の事業運営が適正かつ効率的に行われているかを外部の目で検証していただき、同評議会における意見を社会保険庁が策定する社会保険事業計画等に反映。</p>	
117	②経済界の協力による顧問、プロジェクトリーダー等の配置	16年9月～	着手済	<p>○平成16年9月から、民間の発想等を大胆に導入して改革を推進する観点から、経済界の協力を得て、2名の最高顧問を迎えるとともに、社会保険庁内に設置した「社会保険庁改革推進本部」において、システム改革、サービス向上改革、保険料徴収改革の課題を担当する3名のプロジェクトリーダーをはじめ、9名の民間出身職員を配置。</p>	
118	③内部通報制度の導入及びコンプライアンス委員会の設置	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月に、社会保険庁職員の職務上の行為に関する法令遵守に係る問題について、内部から早期発見及び早期対処するとともに、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進するための仕組みとして、社会保険庁に「社会保険庁法令遵守委員会」を設置。</p> <p>○また、平成17年2月に法令遵守委員会の下に、各組織毎に法令遵守推進者を設置し、公務員倫理、個人情報保護をはじめ、関係法令等の法令遵守に関する研修を行い、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
119	④社会保険事業計画の見直し	17年度～	着手済	<p>○社会保険事業計画は、厚生労働省が定める達成目標を踏まえ、毎年度策定するものであり、平成17年度から、実績評価の充実を図るため、事業目標の設定に当たり、達成状況を可能な限り客観的に測定できるよう具体的な数値目標を設定。</p> <p>○社会保険事業計画の策定に当たっては、事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させるため、社会保険事業運営評議会において計画の内容を検討していただくこととしており、平成18年度事業計画については、平成18年2月及び3月に開催する同評議会において検討を行う。</p>	
120	⑤年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表	随時	着手済	<p>○年金の給付誤り等については、まず、事象が明らかになった時点で速やかに公表し、その後、件数や金額が確定した時点で改めて公表することを基本方針としている。</p> <p>○給付誤りの未然防止のための取組を徹底する一方、万一給付誤りが発生した場合、早期発見・早期対応を可能にするため、疑わしい事例や受給者の方からの問合せを収集し、速やかに対応し公表する年金給付のサーベイランス・システムを構築するため、平成17年6月、「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を社会保険業務センター内に設置。</p>	